

2025年11月10日

株主の皆さまへ

奈良市大宮町四丁目297番地の2
株式会社南都銀行
取締役頭取 石田 諭

第138期中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当行取締役会において決議いたしました、第138期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおりご通知申し上げます。

敬 具

記

当行定款第36条の規定に基づき、2025年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき95円 |
| 2. 効力発生日（支払開始日） | 2025年12月5日 |

以 上

中間配当金関係書類のご送付について

第138期中間配当金計算書および第138期中間配当金領収証（口座振込ご指定の方には、配当金振込先のご確認について）は、12月4日にお届出ご住所あてに発送申しあげる予定です。